

## 令和8年度 東京都民生児童委員連合会事業計画（案）

私たち民生委員・児童委員は、地域で住民との関わりを途切らせることなく見守り活動を継続してきました。今、デジタル化などにより人々の生活様式や意識が変化する中で、私たちの活動は大きな転換期にあります。

住民と行政・関係機関の架け橋となり、永年にわたり積み上げてきた経験を組織として確実に引き継ぐとともに、これからも都民生活の変化に寄り添い創意工夫を重ね、地域福祉の要として着実に活動を続けていくことが必要です。

東京では、少子高齢化や単身世帯の増加、家族形態の多様化などを背景に、地域活動の担い手が減り、人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。近年においては、気候変動や国際情勢により我が国を取り巻く環境は様変わりし、物価高騰が長期化しています。経済的困窮や社会的孤立、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、課題は複雑化、複合化しています。また、児童虐待相談件数は過去最多を更新し、死亡に至る痛ましい事例も発生しています。子どもの居場所も多様化する中、地域の人々が異変に気付き、声を掛け、子どもを守る社会にしていかなければなりません。さらに、感染症や酷暑、台風、地震などの自然災害も相次いでいます。要支援者の安否確認などの支援について、地域が一体となり関係機関と実効性のある体制づくりを進めることも喫緊の課題です。

私たち民生委員・児童委員は、人々が支え合う地域共生社会の実現に向け、より一層、地域住民に寄り添うとともに、地域住民との協働により地域ぐるみの活動の充実を図っていきます。そして、住民一人ひとりの人権を尊重し、その信頼と期待に応えるべく、自己研鑽に努め、委員同士の連携と創意工夫により、地域福祉のさらなる推進向け積極的に活動していく決意です。

そのため「東京版活動強化方策」を実践できるよう、以下の重点課題を定め、その達成に向け全力を挙げて取り組むことを宣言します。

- 一、日常生活の何気ない変化に気付き、住民に最も身近な相談相手として課題の把握に努めて適切な支援につなぎ、訪問や見守りを大切にし、関わり続けます。
- 一、一人ひとりの委員が活動のやりがいや喜びを分かち合い、班体制を活用し、お互いの状況の違いを理解し仲間同士で協力しながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。
- 一、一斉改選で迎える新たな仲間とともに、研修を通して多様化する福祉課題を学び、これからの担い手確保に向けた活動環境整備と一層の普及・啓発活動に取り組みます。
- 一、すべての子どもの健やかな成長を願い、虐待や不登校などさまざまな事情から居場所を必要とする子どもと家庭に目を向け、孤立せずに安心して暮らすことができる地域社会づくりに努めます。
- 一、地域共生社会の実現に向け関係機関・団体、地域住民と力を合わせ、災害にも対応できるネットワークの構築を目指し、人とのつながりや助け合いを基本とした地域福祉活動を実践します。

## 【 事 業 】

### <はじめに>

民生委員制度は令和9年度に創設110周年をむかえます。本会では、東京で開催される全国民生委員児童委員大会の円滑な実施に向け、主催者の一員として必要な準備を行うとともに、制度創設100周年時に策定した「東京版活動強化方策」とコロナ禍に見舞われたこの10年間の活動を総括し、これからの活動方針を策定します。

また、今年度は一斉改選を経て、新たな3年間の取り組みを始める年となります。各地区民児協では、約1,600名の新任委員をはじめ、委員一人ひとりが生き生きと活動を続けられるような環境づくりが求められます。そこで、民児協組織運営の強化ならびに意欲と資質の双方の向上に資する各種研修を着実に実施します。

一方で活動環境整備に向けては、活動のやりがいや魅力、好事例等を委員間のみならず住民、関係機関等に対して広く発信します。そのために、さまざまな機会を通じて活動事例や民児協実践活動の情報を収集するとともに、現状と課題の分析を行い適時必要な活動を展開します。

※令和8年度における重点事業については、事業名の前に「㊦」と表記

### 1 連絡調整

- (1) ㊦協議員総会（5・3月開催：各単位民児協会長参加）
- (2) ㊦常任協議員会（8月を除き毎月1回開催：各区市郡支庁民児協会長参加）  
会議に併せてブロック協議を年4回実施し、地域の実情や活動上の課題について情報交換を行う。
- (3) 児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会
- (4) 区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会（2回開催）
- (5) 民生委員・児童委員と福祉局幹部職員との意見交換会の実施（東京都と共催）
- (6) 民生児童委員協議会、社会福祉法人の地域ネットワーク、社協の連携推進のための連絡会等
- (7) 受章祝賀および歳末懇談会
- (8) 民生児童委員活動への相談・支援
- (9) 民生児童委員活動資料・情報収集と提供
- (10) 地区民児協研修用視聴覚教材の貸し出し
- (11) 福祉関係図書等の斡旋

### 2 企画・運営

- (1) 正副会長会（8月を除き毎月1回のほか、随時開催）
- (2) 正副会長運営委員会（必要に応じて随時開催）
- (3) 常務委員会（8月を除き毎月1回開催：正副会長、常務委員参加）
- (4) 都民連だより編集委員会（4回開催）
- (5) 東京都民生委員・児童委員大会宣言起草委員会（1回開催）
- (6) ㊦民生委員制度創設110周年記念事業企画委員会
- (7) 民生児童委員普及・啓発事業推進委員会
- (8) その他各種企画・運営に関する会合

### 3 研修

#### (1) 自主研修

##### ① 事項別部会（各3回実施）

区市郡支庁の各事項別部会から推薦された事項別部会員が、地元の民生児童委員の事項別活動の質を一層高めるために、それぞれ取り組むテーマを設定して学びを深める。

- ・子育て支援部会　・児童福祉部会　・障がい福祉部会
- ・生活福祉部会　　・高齢福祉部会

##### ② 主任児童委員部会（各3回実施）

区域担当児童委員との協力や関係機関・団体との連携など、主任児童委員の特性を生かした活動の展開に向けたテーマを設定し、学び合う機会を持つ。

##### ③ 都民連役員研修

他道府県または都内の民児協を訪問して視察・交流を行い、地域特性に応じた実践活動や先駆的な行政施策・民間サービスの活用例など、特徴的な取り組みについて理解を深め、さらなる活動の推進を図る。

##### ④ 常任協議員研修会（1回実施）

##### ⑤ 協議員研修会（5・3月の協議員総会の後、引き続き実施）

##### ⑥ 民生委員・児童委員生活福祉資金制度研修会

（東社協福祉資金部と共催：2回実施）

#### (2) 部会活動推進事業

民生児童委員の事項別活動ならびに主任児童委員の特性を活かした活動を高め、各地区部会の効果的運営を図るため経費の一部を助成する。

#### (3) 受託研修

東京都ならびに八王子市からの受託事業を次の通り実施する。

##### ① 新任民生児童委員研修（新たに委嘱された民生児童委員対象：集合1日＋動画配信の研修を4月・7月・10月・1月の欠員補充期に実施）

##### ② 現任（1）民生児童委員研修（会長・副会長、主任児童委員、島しょ委員を除く就任2・3年目の民生児童委員対象：6回）

##### ③ 現任（2）民生児童委員研修（会長・副会長、主任児童委員を除く就任4年目以上の民生児童委員対象：動画配信）

##### ④ 主任児童委員研修（動画配信、交流研修会3回）

##### ⑤ 会長・副会長研修（一般委員から就任し、常任協議員、島しょ委員を除く新任会長・副会長対象：8回）

##### ⑥ 民生児童委員メンタルヘルス研修（再任した委員対象：4回）

##### ⑦ 支庁民生児童委員研修（大島支庁管内の民生児童委員対象）

##### ⑧ 支庁合同民生児童委員研修（大島・三宅・八丈・小笠原支庁管内の民生児童委員対象）

##### ⑨ 民生・児童委員協力員研修

#### (4) 派遣研修

次の研修に代表者・受講者を派遣する。

##### ① 東京都ならびに八王子市からの受託派遣事業

- ・全国民生委員児童委員大会
- ・全国児童委員・主任児童委員活動研修会
- ・関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会

② 自主派遣事業

- ・ 全民児連評議員セミナー
- ・ 全国民生委員指導者研修会（全国民生委員大学）
- ・ 民生委員児童委員リーダー研修会 等

(5) 協力研修

他団体、他機関の主催する研修に協力し、民生児童委員にとって有効な研修の機会を広げる。

#### 4 調査・研究・広報

(1) ㊦指定民生児童委員協議会事業

2 地区を指定し、東京版活動強化方策を反映した民生児童委員活動に関するさまざまな課題に関連した取り組みの実践と検証を行う。

○今期テーマ・指定地区：調整中

(2) 民生委員・児童委員活動事例集の作成・配布

(東京都ならびに八王子市から受託)

(3) 民生委員・児童委員活動実績の集計分析

(東京都ならびに八王子市から受託)

(4) 民生委員・児童委員協議会活動実績の集計分析

(東京都ならびに八王子市から受託)

(5) 広報活動

① 機関紙「都民連だより」の発行

② 都民連ホームページの運営

民生児童委員をはじめ行政等の関係者や地域住民などにも見やすく分かりやすいことを主眼として運営する。民児協活動検索コーナー（地区別・活動別の都内 2,000 事例）や現役委員へのインタビュー記事等、随時更新をして、日々の民生児童委員活動を身近に感じられる情報ツールとして活用されることを目指す。

民生児童委員専用ページにおいては、研修の実施方法の周知や、動画配信研修の動画を掲載し、活動の一助とする。

(6) 民生児童委員活動の普及・啓発

①㊦「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」の取り組み

(東京都ならびに八王子市から受託)

- ・ 東京都段階における一斉周知活動の実施（東京都と共催）

○テーマ「みんなでつくろう 地域のつながり 支え合い」

○一日民生委員・児童委員活動の実施

○SNS 広告の実施

- ・ 民生児童委員活動紹介パネル展の実施

- ・ 各区市町村民児協におけるパネル展示等の支援

- ・ 民生児童委員活動普及・啓発グッズの作製・配布

- ・ 活動強化週間中の各区市町村民児協における普及・啓発活動報告書の作成

②ミンジー着ぐるみ貸し出し

#### 5 連合会事業

(1) 物故民生委員児童委員弔慰等

① 弔辞・生花の奉呈

- ② 追悼式の挙行
- (2) 全国民生委員互助事業の実施
  - ① 傷病等見舞い、弔慰
  - ② 退任慰労
- (3) 民生委員・児童委員活動保険の周知・連絡
- (4) 民生委員・児童委員手帳の作成・配布  
(東京都ならびに八王子市から受託)
- (5) 財団法人東京都民生委員事業協会からの承継事務

## 6 協力事業

- (1) 東京都民生児童委員連合会懇話会への運営協力
- (2) 関係機関・団体への委員等派遣および協力等

下記の行政・関係団体等の各種委員会に代表者を派遣し、委員の立場から積極的に意見を述べ、必要な役割を果たす。

- ・全国民生委員児童委員連合会
- ・社会福祉法人東京都社会福祉協議会
- ・社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会
- ・行政附属機関・関係機関、その他の団体  
東京都社会福祉審議会、東京都児童福祉審議会、東京都生活衛生審議会  
東京都安全・安心まちづくり協議会、東京都公衆浴場対策協議会、  
東京都要保護児童対策地域協議会 等
- ・東京都共同募金会

## 7 第80回東京都民生委員・児童委員大会の実施

(東京都ならびに八王子市から受託、東京都と共催)

## 8 その他

以上のほか、本会の目標達成に必要な事業を行う。